事前相談

<図面に関する相談>

＊新築・改修の場合、建築や消防各法令に沿ったものか担当部署に確認が必要です。

　例）消防→消防署、建築→うるま市建築指導課

|  |
| --- |
| うるま市建築指導課の指導・助言等 |
| 例）用途変更の手続き  　・・・・・ |
| 消防署の指導・助言等 |
| 例）消火器の設置○○カ所  　　誘導等の設置○カ所・・・ |

＊＊指導内容について報告すること。（事業者が記入）